

# 緊急要請

令和3年6月4日

会員各位

公益社団法人福島県トラック協会  
会長 右近 八郎 (公印略)

## 飲酒運転事故防止の徹底について

標記の件について東北運輸局自動車技術安全部より事故情報が通知され、併せて事故防止への取組みについての要請がありました。今回、幸いけが人はいませんでしたが、当該運転者からアルコールが検出される事態が発生しました。福島県内では昨年に引き続き飲酒運転に係る事故が続いており憂慮すべき事態となっております。

【東北運輸局自動車技術安全部 保安・環境調整官より通知された事故情報】

事故発生日⇒令和3年5月17日午後10時30分頃

事故概要⇒福島県内に営業所を置く会員事業者の大型トラックが上記時間に山形県の国道において対向車線にはみ出し複数の車両と絡む衝突事故が発生しました。事故によるけが人はいませんでしたが、現場に駆け付けた警察官が当該運転者からアルコール臭を感じたため測定したところ、基準値を超えるアルコールが検出されました。

飲酒運転の防止については「事業用自動車総合安全プラン 2025」において飲酒運転ゼロを目標に掲げ、本部並びに支部活動の中で様々な取組みを実施しているところです。

しかしながら、福島県のトラック運送事業者が昨年に引き続き飲酒運転を惹き起こしたことは誠に遺憾であります。

今般の新型コロナウイルス感染症が拡大する中、トラック運送事業は国民生活・経済の安定に不可欠な存在であり会員事業者の皆様には日々ご尽力いただいているところですが、こうした中で飲酒運転による事故が相次いで発生していることは業界に対する信頼の失墜に繋がること懸念されます。

会員事業者のみなさまにおかれましては下記ポイントを参考に飲酒運転の防止の徹底について改めて徹底していただくようお願い申し上げます。

【運転者に対する指導・監督・点呼等において下記のことを徹底してください】

「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」（国土交通省告示第1366号）参照

1. 飲酒運転による身体への作用・影響や飲酒運転の危険性等を事例を用いて理解させること。
2. 確実な点呼の実施体制が確保できているか確認し、必要に応じ見直しを行うとともに点呼時におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を行うこと。
3. 運転者の飲酒状況を把握するとともに、日常的に飲酒する習慣のある運転者に対しては、遠隔地の点呼において確実に酒気帯びの有無を確認できる機器を用いるなどにより管理を行うこと。

○この件の問合せ先⇒適正化事業部（小野）TEL024-558-7755（ガイダンス2）